

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二千七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字大瀬字林ノ元一九五五の四、一九五五の六、一九五五の七
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二千七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町洞岳字北受二六五四の一、二六五九の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字北受二六五四の一・二六五九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二千七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町下草野字前田一三三二の二、字内底二二二二の一、二二二二、二二二五の二、二二二七、二二二八
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字前田一三三二の二・字内底二二二二・二二二七・二二三八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二千七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町中小路字井手仲間六〇二、六〇四の二、六〇八の一、六二〇の八
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

○農林水産省告示第二千七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町中小路字井手仲間六〇二、六〇四の二、六〇八の一、六二〇の八
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字井手仲間六〇二・六〇四の二・六〇八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。

○特許庁告示第十一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の五の規定に基づき特定登録調査機関として登録したテクノサーチ株式会社から、特定登録調査機関の先行技術調査業務を廃止する届出があったため、同法第三十九条の十の規定に基づき、次のとおり公示する。  
平成二十五年十一月十二日

特許庁長官 羽藤 秀雄

- 一 登録番号 第一、二、四号
- 二 特定登録調査機関の名称 テクノサーチ株式会社
- 三 業務廃止日 平成二十五年十一月一日
- 四 先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地 愛知県名古屋市中区二丁目10番19号
- 五 登録の区分 十（自動制御）、十一（動力機械）、十二（運輸）、十三（一般機械）、十四（生産機械）、十五（搬送組立）、十六（繊維包装機械）、十七（生活機器）、十八（熱機器）、十九（福祉サービス機器）

○農林水産省告示第二千七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字長野六六六の一、字保口六七〇の一
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字長野六六六の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。